

第 1 号 議 案

令 和 2 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号)

令和2年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度亀岡市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1,695,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,103,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年8月31日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 14,351,711	千円 961,633	千円 15,313,344
	1 国庫負担金	3,203,143	59,599	3,262,742
	2 国庫補助金	11,129,185	902,034	12,031,219
16 府支出金		3,582,723	50,176	3,632,899
	1 府負担金	1,249,221	745	1,249,966
	2 府補助金	2,146,806	49,231	2,196,037
	3 府委託金	186,696	200	186,896
18 寄附金		738,100	436	738,536
	1 寄附金	738,100	436	738,536
19 繰入金		1,556,041	12,645	1,568,686
	2 基金繰入金	1,513,809	12,645	1,526,454
20 繰越金		20,028	419,634	439,662
	1 繰越金	20,028	419,634	439,662
21 諸収入		316,590	△6,124	310,466
	6 雑入	282,328	△6,124	276,204
22 市債		2,346,200	257,300	2,603,500
	1 市債	2,346,200	257,300	2,603,500
歳入合計		43,407,700	1,695,700	45,103,400

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 13,316,658	千円 547,337	千円 13,863,995
	1 総務管理費	12,411,975	506,456	12,918,431
	2 徴税費	364,029	883	364,912
	3 戸籍住民基本台帳費	165,042	13,673	178,715
	7 環境交通対策費	297,846	26,325	324,171
3 民生費		13,584,003	285,972	13,869,975
	1 社会福祉費	6,806,186	125,106	6,931,292
	2 児童福祉費	5,445,943	143,508	5,589,451
	4 災害救助費	17,502	17,358	34,860
4 衛生費		2,724,957	224,685	2,949,642
	1 保健衛生費	1,313,839	154,630	1,468,469
	2 清掃費	1,411,118	70,055	1,481,173
5 労働費		1,060	1,000	2,060
	1 労働諸費	1,060	1,000	2,060
6 農林水産業費		1,394,510	14,868	1,409,378
	1 農業費	1,149,418	6,000	1,155,418
	2 農地費	169,162	6,000	175,162
	3 林業費	74,245	2,868	77,113
7 商工費		738,328	290,971	1,029,299
	1 商工費	738,328	290,971	1,029,299
8 土木費		2,866,187	226,844	3,093,031
	2 道路橋梁費	748,788	126,150	874,938
	4 都市計画費	1,647,981	84,100	1,732,081
	5 住宅費	237,273	16,594	253,867

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 消防費		千円 1,246,559	千円 26,276	千円 1,272,835
	1 消防費	1,246,559	26,276	1,272,835
10 教育費		3,050,362	59,262	3,109,624
	2 小学校費	1,233,190	40,958	1,274,148
	3 中学校費	448,879	15,585	464,464
	4 幼稚園費	95,529	500	96,029
	5 社会教育費	814,190	11,219	825,409
	6 保健体育費	91,553	△9,000	82,553
11 災害復旧費		46,853	18,485	65,338
	1 農林水産施設災害復旧費	45,979	2,750	48,729
	2 公共土木施設災害復旧費	0	15,735	15,735
歳 出 合 計		43,407,700	1,695,700	45,103,400

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般廃棄物処理 施設整備事業	千円 53,200 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
現年発生公共土木 施設災害復旧事業	9,400 "	"	"	"
計	62,600			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	千円 22,900 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 38,700 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路橋梁整備事業	314,200 "	"	"	"	452,800 "	"	"	"
都市計画事業	325,800 "	"	"	"	366,100 "	"	"	"
計	2,346,200				2,540,900			